

第3回 水源地域保全条例（仮称）検討有識者会議 議事録

- 1 開催日時 令和3(2021)年10月19日(火) 13:30～14:30
- 2 開催場所 オンライン会議（栃木県庁では県庁北別館2階201会議室）
- 3 委員数 5名（うち欠席1名）
- 4 出席者の氏名
〔出席委員〕
稲葉 光二、江連 比出市、大久保 達弘、畑中 祥子 以上4名

〔県〕
環境森林部長 鈴木 英樹、環境森林部次長兼環境森林政策課長 渡辺 順一、
環境森林部次長 佐橋 正美、森林整備課長 佐藤 健之

〔事務局：森林整備課〕
森林整備課長補佐（総括） 監物 伸隆 ほか4名
- 4 欠席者の氏名
〔欠席委員〕
渡邊和明 以上1名
- 5 議題
 - (1) 水源地域の森林の保全に関する基本的理念等
 - (2) 水源地域の森林の保全のための効果的な方策

6 議事の概要

- ・ 開会
- ・ 鈴木環境森林部長から挨拶
 - ◇ 前回の第2回会議では、第1回会議において確認が必要とされた事項について、事務局において調査した結果を報告するとともに、座長において取りまとめていただいた提言骨子について、活発な御議論をいただいた。
 - ◇ 本日の第3回会議では、座長において取りまとめていただいた当会議の提言（案）について御議論をお願いする。
 - ◇ 委員の皆様には、それぞれの専門分野の見地から、忌憚のない御意見、御助言を賜るようあらためてお願いする。

[議事]

1 本日の検討事項について

【大久保座長】

- ▶ 本日の第3回会議は、前回の第2回会議で御了承いただいた「提言骨子」をもとに、座長において当会議としての最終の提言の案を作成したので、これについて御議論をお願いする。
- ▶ お配りした資料は、「資料1」が、県から当会議に対して検討を求められた事項に対する当会議からの「提言」の案である。「資料2」は、提言するに当たって、第1回、第2回会議の議論の経過、当会議として提言するに至った理由を記載した資料「提言の考え方」であり、提言と併せて県に提出したいと考えている。

2 座長における記載事項追加・修正

(1) 基本的理念について

【大久保座長】

- ▶ 提言（案）については、基本的に前回会議で了承いただいた「提言骨子」に沿って文書にまとめたが、まとめていく中で、全体の整合をとりつつ、また、他道府県の条例の規定と比較しながら、記載を修正及び追加した部分があるので、提言（案）の全体の説明に先立ち、御説明する。
- ▶ 資料2「提言の考え方（案）」の、1ページ目、「（1）水源地域の森林の保全に関する基本的理念について」として四角で囲ってある文章の最後の2項目、下線が引いてある部分は、座長において追加した項目である。
- ▶ 前回、「提言骨子」で了承いただいた「水源地域の保全に関する基本的理念」では、「栃木県らしさ」と「条例制定の趣旨」については十分に説明できているかと考えるが、条例全体を通して、「水源地域を保全すること自体に関する基本的な考え方」を追加すべきと考え、他県の条例を参考に、記載を追加した。

2 座長における記載事項追加・修正

(2) 県の責務について

【大久保座長】

- ▶ 次に、同じ「資料2」の4ページ目、四角で囲ってあるゴシック体「（2）県の責務について」で、6項目のうち3項目に下線が引いてある。

- ▶ 前回、「提言骨子」で了承いただいた「県の責務」は下線のない3項目についてであったが、座長においてさらに3項目を追加している。
- ▶ 一つは、市町村との連携協力の項目を設けるのに併せ、国との連携協力の記載が必要であると考え、追加したもの。
- ▶ もう一つは、県民や土地所有者の責務において、「水源地域の保全に関する理解を深めるよう努めるものとする」との規定を行うのに伴い、県に、県民や土地所有者に対する啓発活動を行う責務があると考え、追加したもの。
- ▶ 最後に、県は、所有権等移転の事前届出の有無にかかわらず、土地所有者からの相談、土地所有者への助言、指導、情報提供を行う責務を負うとの記載が必要と考え、他県の条例の規定を参考に追加したものである。

2 座長における記載事項追加・修正
(3) 県民の責務について

【大久保座長】

- ▶ 次に、同じ「資料2」の5ページ、四角で囲ってあるゴシック体「県民の責務について」で、下線が引いてある1項目を追加している。
- ▶ 前回、「提言骨子」で了承いただいた「県民の責務」は下線のない1項目についてであったが、座長においてさらに1項目を追加した。
- ▶ 栃木県内に事業所を持たない事業者であっても、栃木県内で事業活動を行うこと等に伴い、「水源地域の保全について十分に配慮し、水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする」との責務を負っていただくべきと考え、他県の条例の規定を参考に追加したものである。

2 座長における記載事項追加・修正
(4) 保全の対象とすべき森林について

【大久保座長】

- ▶ 次に、同じ「資料2」の6ページ、四角で囲ってあるゴシック体「2 (1) 保全の対象とすべき森林について」の書きぶりを修正している。
- ▶ 前回、「提言骨子」で了承いただいた「保全の対象とすべき森林」では、「水源の涵養機能の維持を図るため適正な土地利用を確保することが必要と認められる森林の存する地域」としていたが、「適正な土地利用を確保」と規定すると、「適正な利用を確保すること」ではなく「土地を確保すべきこと」と誤って受け取られるおそれがあると考え、座長において「水源の涵養機能の維持等を図るため適正に利用し、又は保全することが必要と認められる森林の存する地域」と修正した。
- ▶ 以上が、提言(案)のうち、座長において追加・修正した事項である。

2 「提言(案)」及び「提言の考え方(案)」について

【大久保座長】

- ▶ それでは、座長において取りまとめた、「提言(案)」及び「提言の考え方(案)」の全体について、事務局から説明をお願いします。
- ▶ なお、各委員からの御意見等は全体の説明の後に伺う。

(事務局から、資料1及び2により、「提言(案)」及び「提言の考え方(案)」について説明。)

【大久保座長】

- ▶ 「提言(案)」及び「提言の考え方(案)」について、委員の皆様の御意見を伺いたい。

【江連委員】

- ▶ 事前に要望したとおりであるので、私の方からは別に意見はない。

【稲葉委員】

- ▶ 私の方も、意見を述べさせていただいた内容が網羅されているので、意見はない。

【畑中委員】

- ▶ お聞きしたいことがある。
- ▶ 資料2の4ページ「県の責務」で出てくる「関係事業者」と、5ページ「県民の責務」で追加された「事業者」とは、同じか。

【事務局(森林整備課長)】

- ▶ 同じである。

【畑中委員】

- ▶ そうなると、「県民の責務」で出てくる「事業者」も「関係事業者」とした方が、同じものだと明示されるのでいいのかなと思った。
- ▶ また、先ほどの説明で、この「事業者」が、県内外の事業者を含めてということだったが、そういう理解でいいか。

【事務局(森林整備課長)】

- ▶ そのとおりである。

【畑中委員】

- ▶ そうなると、「県民の責務について」のところに、県外の事業者も含めた責務を入れることが適切なのかどうかということ、少し感じた。例えば「関係事業者の責務」という項目をたてるのがいいのかなと思ったが、いかがか。

【大久保座長】

- ▶ 事務局から願います。

【事務局】

- ▶ 最初に御指摘をいただいた「事業者」と「関係事業者」については、特に意識して「関係」と付けているわけではない。単に「事業活動を営む方」という意味でどちらも書いている。御指摘のとおり、「関係」という言葉を付ける必要性が薄いと感じた。いずれも「事業者」と書くようにできればと思う。

- ▶ また、「県民の責務」の項目に、「事業者」として県内外の事業者が入っていることに違和感があるという御指摘だった。県から検討をお願いした項目が、「県の責務」、「県民の責務」、それから「土地所有者の責務」だった。県民の責務を検討する過程で、一般県民のほか、県内で事業を営む方がいるということになった。栃木県外に所在する事業者の方でも、栃木県内で流通業やサービスの提供などの事業活動を行うに当たっては、水源地域の保全に十分配慮していただきたいということである。「県民の責務」から派生した項目なので、「県民の責務」の項目に入れさせていただいた。

【畑中委員】

- ▶ 分かりました。ありがとうございます。

【大久保座長】

- ▶ 私からの意見を。
- ▶ 私が発言した内容も盛り込んでいただいて、異論は無い。
- ▶ 確認だが、資料1の「まとめ」の3段落目「一般県民にも一目瞭然となるよう具体的に示す」については、具体的にどういうことを想定されているか。

【事務局（森林整備課長）】

- ▶ 事前届出制度の対象となるエリアは大字単位で告示した区域内の森林の土地である。
- ▶ 具体的にどの土地が届出対象となるかについては、web上で県が公開している「とちもりマップ」で示して、個別の土地が対象となる森林かどうかについて、一般県民が地図上で分かるようにする。

【大久保座長】

- ▶ ちょっと分かりづらかったので聞いた。
- ▶ それ以外は特に意見はない。
- ▶ なお、今日欠席されている渡邊委員にも御意見を伺っている。「特に意見なし」と承っている。
- ▶ これまでの各委員の御意見に対し、事務局から説明等はあるか。

【事務局（森林整備課長）】

- ▶ 修正があった箇所については、追って修正版をお送りする。

【大久保座長】

- ▶ 御意見等は、以上でよろしいか。
- ▶ お諮りする。
- ▶ 水源地域保全条例（仮称）検討有識者会議の「提言」及び「提言の考え方」について、資料1「提言（案）」及び資料2「提言の考え方（案）」のとおり決定してよろしいか。

（了承）

【大久保座長】

- ▶ 以上をもって、水源地域保全条例（仮称）検討有識者会議のすべての議事を終了する。

- ▶ 委員の皆様には、御協力いただき、ありがとうございました。
- ▶ 進行を事務局にお返しする。

- ・ 渡辺環境森林部次長兼環境森林政策課長から挨拶

- ◇ 大久保座長をはじめ、委員の皆様には、貴重な御意見や御助言を賜り、誠にありがとうございました。
- ◇ 本日いただいた提言をもとに、本県における水源地域保全条例の制定について事務を進めて参る。
- ◇ 今後とも、本県の水源地域保全について、委員の皆様からの御指導、御協力を賜るようお願い申し上げます。

- ・ 閉会

(14時30分終了)